

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権

限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 道州制については、国民生活に多大な影響を与えるものであることから、検討状況や改革後の姿等について情報を広く公開し、都市自治体及び国民に不安が生じることのないようにすること。
9. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
10. 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、法人制度のあり方を検討すること。
また、過疎が進む地域の実態を踏まえ、認可地縁団体の構成員要件を見直すこと。
11. 都市自治体が随意契約を締結できる限度額については、社会経済情勢の変化を踏まえ、引き上げを行うこと。
12. 定住自立圏の要件に該当しない市町村における広域行政施策の取り組みについて、十分な財政措置を講じること。
13. 住民訴訟制度における首長等の賠償責任については、責任要件を「故意又は重大な過失があったとき」に限定するとともに、首長等の個人が負担する損害賠償額に限度額を設けるなど、制度の改正を図ること。

14. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえていないため、地域手当のあり方について、社会経済環境における結びつきの度合い、地域性等を考慮しながら、早急な検討を行うこと。

また、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な地方公務員給与削減要請を行わないこと。

15. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

さらに、地方議会議員年金制度の廃止に伴う経費など、国の施策によって生じる負担は、全額国費で措置すること。

16. 少子高齢化等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関における検討を踏まえ、更なる国会議員の定数削減を行うこと。

17. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

18. 地方版総合戦略の策定を円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の充実を図ること。

19. 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。

20. 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。

21. 地方版総合戦略の策定にあたっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
22. 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。
23. 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。
24. 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。
25. 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報システム（全国移住ナビ）の充実を図ること。
また、地域活力の向上を目指し、地域おこし協力隊等の処遇改善を図るなど、U J I ターンの促進を図ること。
26. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

社会保障・税番号制度の円滑導入のための地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、番号カードの作成・交付やクラウドへの移行等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。
特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じること。
2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、国民への周知徹底等を図ること。
また、休日開庁等におけるシステムの対応について検討すること。
3. 個人番号カードの普及促進のため、申請・交付手続きの簡素化、多目的利用等について、必要な措置を講じること。
4. 番号制度については、ICT政策と一体的に推進するとともに、府省庁の枠組みを超えた社会基盤システムとして整備すること。
5. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大や個人情報保護のあり方について検討を行うこと。
6. DV被害者やストーカー被害者等を配慮した対策を講じること。
また、民間事業者における特定個人情報の適切な取り扱いについて、国による周知徹底を図ること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行後の 支援等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 情報化の推進

(1) 情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤設備については、通信事業者への譲渡を可能とするとともに、維持管理や更新について、必要な財政措置を講じること。

また、情報通信格差是正事業補助金等を活用して整備した地域イントラネット及びケーブルテレビ事業（都市自治体出資の第三セクターも含む）の情報通信設備機器、ケーブルテレビ施設でのHFC方式からFTTH方式への更新に対し、財政措置を講じること。

(2) 情報通信基盤の整備を促進するため、民間事業者による超高速情報通信網の整備について支援措置を講じること。

(3) 携帯電話事業者に対して、中継基地局等の整備に当たっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波保護指針に定める数値の安全性について広く周知すること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった過疎地等における共聴施設等について、電柱共架料の負担軽減措置を講じるとともに、維持管理について必要な財政措置を講じること。

また、難視聴対策として整備したケーブルテレビ事業への財政措置等を行うとともに、新たに難視聴世帯が認められたときには、共聴施設新設及び個別受信対策に係る支援措置を講じること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、拉致被害者の情報収集及び全員の一刻も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致の可能性が排除できない特定失踪者について、全容解明に向けて調査を徹底するとともに、拉致認定基準の見直しを行うこと。

さらに、政府は、拉致問題解決の折には、拉致被害者に代わって北朝鮮に対して損害賠償請求する意思を持って取り組むこと。

2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。

3. 駐留軍等の再編等に係る交付金制度における交付期間の延長、及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に対する支援制度の充実を図ること。

4. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。

また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

さらに、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。

5. 街路灯等のLED化推進に対する支援制度について、自治会等が維持管理する街路灯等も対象とするなど、制度の充実を図るとともに、LED照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みを更に推進すること。

6. 市民生活の安全・安心の確保と暴力団などが敢行する事件の早期検挙等のため、警察による防犯カメラの整備を進めるとともに、街頭防犯カメラを設置する自治体に対し継続的な財政措置を講じること。

7. 自殺対策事業については、自殺者数の減少に向け、長期的かつ積極的に取り組む必要があることから、地域自殺対策緊急強化基金を恒久化するなど、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

また、国・地方を挙げた総合的なセーフティネットの構築について、積極的な検討を進めること。

8. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令を改正し、合法ハーブ等と称して販売されている薬物（いわゆる危険ドラッグ）等について、青少年の薬物乱用及び暴力団による密売等に対する取締体制を強化すること。

また、危険ドラッグ等の危険性・有害性について国民への啓発を強化すること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるよう、合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。

2. 合併特例債について

(1) 合併特例債については、公共施設の維持補修等地域の実情に応じた幅広い活用ができるよう充当範囲の拡大を図るとともに、その所要額を確保し、現下の建設事情を取り巻く状況にかんがみ、特例期間を延長すること。

また、合併特例債により造成した基金の取り崩し及び取り崩した基金の活用については、合併市町村の財政需要に応じた柔軟な対応を図ること。

(2) 合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置について、所要額を確保するなど、適切な措置を講じること。

過疎対策等の推進に関する提言

生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、公共施設の解体費用や上水道事業に統合後の簡易水道事業等も対象とするなど、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住民票の写しや戸籍謄本等の交付事実を本人に通知する制度とすることや、本人を含めた全ての請求における請求事由の明示、職務上の疎明資料等の添付の義務付け、不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護の更なる充実を図ること。
2. コンビニ等での各種証明書交付サービスについては、特別交付税算入措置を継続するなど、引き続き必要な財政措置を講じること。
3. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について、財政措置を講じること。
4. 徘徊高齢者対策など必要に応じて市民の居所不明に対する調査ができるよう、国において情報共有等に関する仕組みを構築すること。
また、居所不明者の中には海外へ出国するケースがあることから、入国管理局への出入国記録の照会項目等の改善を図ること。
5. 民法第772条第2項のいわゆる300日規定に係る出生届について、実情に即して受理することができるよう、法改正を含め所要の措置を講じること。

定住外国人施策の充実に関する提言

外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語、文化、ルール等を学習する制度を構築するとともに、都市自治体が実施している事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣、納税制度等に関する周知及び指導を行うよう必要な措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。さらに、国のレベルにおける人権意識調査を実施し、現状を把握するとともに、学校教育向けに出されている「人権教育の指導方法等の在り方について」（第一次～第三次とりまとめ）と同様に、社会教育、企業教育に対して、今後の人権教育や啓発に関する取組の方向性を示すこと。
また、国の委託啓発事業について、委託対象の拡充等、都市自治体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の適切な措置を講じるとともに、地方自治体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。
3. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
4. インターネット上における人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
また、事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。

北方領土の早期返還、竹島に関する啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を設置すること。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施できるよう、調査方法、調査項目等を適宜見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
また、市町村別の調査データをデータベースとして公開し、活用しやすいようにすること。
3. 基幹統計調査については、調査業務を国直轄調査の方法へ拡大・移行するとともに、統計調査の民間委託を推進することにより、都市自治体の負担軽減を図ること。
また、地域住民の理解と協力を得るため、国による広報活動を充実するとともに、統計調査員確保への対策を講じること。
4. 分筆登記においては、公共事業を円滑に推進するため、全体の境界を明確にすることが時間や費用の面から相当の負担となる場合は、不動産登記事務取扱手続準則第72条第2項に定める「特別の事情があるとき」の規定を適用すること。
また、筆界特定制度の活用に伴う事務負担増加に迅速に対応できるよう、必要な措置を講じること。
5. 管理放棄や権利放置等により法定相続人の確定しない土地について、公共事業の実施の際に都市自治体が迅速かつ円滑な手続きを進めることができるよう、対応策を講じること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の改正により基準額が減額され、経費不足が生じていることから、再度適正に算定基準の見直しを行うこと。
また、ICTの活用による効率化や選挙運動に係る公費負担及び投票時間のあり方等について検討を行い、選挙に係る経費の軽減を図ること。
2. 市町村合併に伴い、市内において衆議院小選挙区が分割されている状況があることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
3. 個人が行う指定都市以外の市長への政治活動に関する寄附を寄附金控除の対象として認めること。

郵政事業の維持及び改善に関する提言

郵便局の業務については、地域振興・地域再生の拠点となる郵便局のネットワークを維持するとともに、郵便・貯金・簡易生命保険のユニバーサルサービスの提供を確実に実施し、地域住民の利便性を大きく損なうことのないよう運営すること。

また、過疎地域を抱える都市自治体の住民サービスに支障を来すことのないよう、特段の配慮を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

4. 消費税の軽減税率制度導入に係る慎重な検討

持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成 29 年 4 月に消費税率（国・地方）を 10%に改定することとなっているが、税率 10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えないよう確実に代替財源を確保すること。

5. 固定資産税等の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について見直すこと。

(3) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。

(4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視して減額することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

(5) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

(6) 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

6. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の 7 割が交付金としてゴルフ場所在市町村

に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

7. 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率（国・地方）10%時に廃止するとされているが、その税収の7割が交付されている市町村においては特に大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

8. 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

9. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の多岐にわたる非課税及び課税標準の特例措置については、真に必要なものに限定するなど、不断の見直しを行うこと。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

10. 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録を可能とするよう制度を見直すこと。

11. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方自治体の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。
3. 基準財政需要額の算定及び見直しに当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等新たな市町村の姿を的確に反映し、算定方法の再構築を図ること。
4. 地方交付税は地方共有の固有財源であることから、国の政策誘導手段として用いるようなことは厳に行わないこと。また、「まち・ひと・しごと創生事業費」の算定における成果指標へのシフトについては、都市自治体の置かれている状況が多様であることに十分配慮すること。
5. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を講じること。
6. これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

7. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 平成 27 年度で終了となる退職手当債について、その発行期間を延長すること。
5. 公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 現在、政府等において進められている歳出の見直しにおいては、支出規模の大きさから社会保障や地方財政について重点的に取り組むとしている。地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に勘案し、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。
2. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。
3. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。
4. 臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講じること。
5. 直轄事業負担金に係る地方債について、元利償還金に係る交付税算入率の拡充を図るとともに、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、実質公債費比率及び将来負担比率の算入から除外すること。
6. PPP／PFI導入については、都市自治体の置かれている状況は多様であり、事業の規模や採算性がそれぞれ異なること、公共投資や公共施設等の性質からみてPPP／PFIに必ずしもなじまないものがあること等を踏まえ、都市自治体の自主性に委ねること。

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 27 年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。
2. 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を具現化し、地方創生を成果あるものとするため、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能な、対象分野、対象経費の制約を排除した自由度が高く継続的な新たな交付金を平成 28 年度当初予算において確実に創設すること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

さらに、国民の理解と協力が得られるよう、介護保険財政の見通しを踏まえた保険料等について、積極的に広報を行うこと。

(2) 介護給付費負担金及び介護給付交付金の不足等の理由により介護保険財政に不足が生じた場合にも、財政安定化基金からの貸付けを実施できるよう、基金の取扱いを明確にすること。

2. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための 1,400 億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

3. 平成 27 年度制度改正について

平成 27 年度制度改正に当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。

また、地域包括支援センターの円滑な運営を図るため、主任介護支援専門員等

の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

また、生活支援サービス等を担うNPO等の参入促進のための財政支援を充実すること。

② 事業費の上限について、都市自治体において、地域の実情に応じ、サービスの質が担保された多様な事業の展開が求められていることを勘案し、更なる見直しを図り、都市自治体の取組みを支援すること。

(3) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、財政措置を含めて十分な支援を講じること。

(4) 一定以上所得者の利用者負担の引上げや特別養護老人ホームの重点化については、都市自治体の事務負担が過度とならないよう配慮すること。

(5) 制度改正内容について、都市自治体との連携のもと、国民や事業者への周知徹底を図るとともに、都市自治体の事務負担や財政に対する支援措置を講じること。

(6) 制度改正に伴うシステム改修費について、財政措置を充実すること。

4. 介護サービスの基盤整備等について

(1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、都市自治体の意見を踏まえ、人材確保対策を確実に実施すること。

(2) 介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置を拡充するとともに、事業所の勤務環境の改善を図ること。

(3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の

地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (4) 適正なケアプランの作成のため、第三者機関による評価システムの構築を含め、ケアマネジメントの質の評価に向けた取組みを早期に実施すること。

また、介護サービスの内容や質を第三者が評価する仕組みを体系的に確立し、制度化するとともに、受審を促進する仕組みを構築すること。

- (5) 保険者が介護保険事業計画に沿った適正な事業運営ができるよう、訪問介護及び通所介護以外の居宅サービス事業所の指定についても、都市自治体の意見を反映する仕組みとすること。

また、特定施設入居者生活介護事業所の施設の増床等の変更について、市町村介護保険事業計画との整合を図るため、必要な措置を講じること。

5. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。

- (2) 介護保険料の算定基礎について、特別控除等の適用対象とし、他制度との整合を図ること。

また、特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。

- (3) 特別徴収される介護保険料の仮算定と本算定の保険料額に乖離が生じた場合、速やかに平準化が行われるよう制度改正を行うこと。

- (4) 日本年金機構の事務処理を改善し、担保解除後の年金からの徴収が特別徴収に変更されるまでの期間を短縮すること。

6. 要介護認定について

- (1) 認定審査会が更新認定を行うに当たって、当該要介護認定者の心身の状態に変化が見込まれない場合、更なる認定有効期間の延長を行えるよう制度改正を行うこと。

- (2) 要介護認定事務の効率化を図るため、認定事務を更に改善すること。

また、主治医意見書について、対価区分を見直すとともに、迅速な作成のための措置を講じること。

さらに、認定調査事務について、指定市町村事務受託法人への委託が制限され

ることのないよう、保険者の実情に応じ、指定基準を緩和すること。

7. 介護報酬等について

- (1) 平成 27 年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

- (2) 国の官公庁が存在しない地域についても、事業所の健全な運営と質の高い安定したサービスの提供や必要な人材の確保のため、地域の実情を踏まえ、介護報酬の地域区分の見直しを行うこと。

8. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

9. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、被保険者が負担する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 施設入所者の補足給付に係る資産要件の勘案については、都市自治体に過重な事務負担とならないよう配慮すること。
また、負担の公平性を確保する観点から、引き続き検討を行うこと。
- (3) 介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるよう住所地特例の取扱いを見直すこと。
- (4) 認知症研修体制を制度上に明確に位置付け、従事者の対応能力の向上を図ること。

また、若年性認知症について、総合的に支援できる相談員の養成・研修を制度

上に明確に位置付けること。

- (5) 若年性認知症者の雇用継続や就労支援を充実するため、企業等に対する補助制度を創設すること。
- (6) 持続可能な制度を構築するため、介護保険運営の広域化を含めた制度改正の検討を行うこと。
- (7) グループホーム等のスプリンクラー設置に係る補助額を拡大すること。
- (8) 介護サービス利用料について、税制上の介護費控除を創設すること。
- (9) 介護療養病床の転換については、保険料及び都市自治体の財政負担が増大しないよう配慮するとともに、都市自治体等の意見を十分尊重すること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、消費税引上げによる保険者への財政支援の拡充 1,700 億円とあわせ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費 1,700 億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 新たな制度の詳細について、国保基盤強化協議会等において引き続き十分協議し、都道府県の意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法、市町村の事務の効率化等については、都道府県の意見を十分尊重すること。

(3) 今後も医療費の増加が見込まれることから、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(4) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(6) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、新制度が円滑に運用できるよう、都道府県の意見を十分に踏まえ、国の責任において構築するとともに、十分な準備・検証期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を廃止すること。

(3) 保険財政共同安定化事業について、拠出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。

(4) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。

(5) 退職者医療制度の終了に伴って生じる国保保険者の財政負担について、支援策を講じること。

(6) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、早期に情報提供すること。

(7) 特定健康診査・特定保健指導について

① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう、保健師の確保やシステムの整備等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組みなど国保と被用者保険等との円滑な連携の仕組み等を構築すること。

② 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、積極的に広報を行うとともに、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導における自己負担額に係る医療費控除の対象を拡充すること。

- ③ 特定健康診査・特定保健指導の充実等を図るため、検査項目や基準単価等について、実態に即した見直しを行うとともに、都市自治体を実施している総合的な健康づくり事業について、支援策を講じること。
 - ④ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を速やかに撤廃すること。
- (8) データヘルスについて、速やかに情報提供を行うとともに、国保ヘルスアップ事業を継続すること。
- また、都市自治体が地域医療の課題等を的確に把握するため、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）の円滑な利活用に向け、所要の措置を講じること。
- (9) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。
- (10) 医療費適正化を推進するため、被保険者や医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。
- また、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組む保険者への支援を強化すること。
- (11) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。
- (12) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
- また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間の設定や速やかな情報提供を行うとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 広域連合内での住所移動等、住所地特例制度の対象とならない場合について、市町村間の財政負担の不均衡が生じないよう財政調整の仕組みを構築すること。
- (4) 特別徴収の対象とならない被保険者について、被保険者の希望に応じて特別徴収を可能とすること。
- (5) 健康診査の充実を図るため、検査項目について見直しを行うとともに、財政措置を充実すること。

4. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成 24 年 10 月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づき総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設の安定的運営を図るとともに、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、一層の支援措置を講じること。

(5) 保育士の確保及び処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(6) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

2. 少子化対策等の人口減少対策については、中長期的観点からの総合的な取り組みが必要であることから、単年度ではなく継続的な支援を講じること。

また、未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策強化交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。

3. 児童手当について

- (1) 児童手当について、支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 児童手当からの特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
- (3) 児童手当の資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
- (4) 児童手当の財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。

4. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
また、病児・病後児保育等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。
- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- (4) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応に向けた都市自治体の取組みに対し、財政措置を講じること。
- (5) 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。

5. 放課後児童対策等について

- (1) 「放課後子ども総合プラン」について、地域の実態にあわせた支援策となるよう充実を図ること。
また、「放課後児童健全育成事業」について、質の改善や量の拡大に対応できるよう、運営や施設の整備・維持管理に係る財政措置の拡充を図ること。あわせて、放課後児童支援員数や補助基準における児童数・障害児受入推進事業等について、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
- (2) 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

6. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。
また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。
- (2) 高等職業訓練促進給付金等事業について、十分な財政措置を講じるとともに、制度の拡充を図ること。
- (3) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。
- (4) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
- (5) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦(夫)控除を適用すること。

7. 児童虐待防止対策について

- (1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能の拡大・強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充を行うなど、必要な措置を講じること。
- (2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 居住実態が把握できない児童について、自治体間で情報共有が可能となるよう、全国的な仕組みを構築すること。

8. すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

9. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

10. 食物アレルギー事故防止のため、適切な診断と医療が行われるよう、食物アレルギー等に係る最新の情報について、医師の教育課程に盛り込むとともに、アレルギー

一科の医師に対する研修機会を設けること。

11. 特別養子縁組を成立させるための監護期間において、養親となる者が育児休業を取得できるよう、必要な法整備を行うこと。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

(2) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

(3) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(6) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(7) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、財政支援措置を講じること。

2. 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、その役割や位置付けを明確にし、処遇改善を図るべく、関係法令の見直しを行うこと。
また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。
3. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。
4. 高校生等奨学給付金制度等の充実を図るなど、就学支援による子どもの貧困対策を推進すること。
5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。
6. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給に係るすべての経費について、十分な財政措置を講じること。
7. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。
8. 認知症高齢者支援に伴う市町村調査権を明確化するための法整備を行うこと。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法に基づく制度の見直しの検討に当たっては、障害者の生活が保障された安定的な制度となるよう、関係者や都市自治体の意見を十分に反映すること。

また、制度を改正する際には、都市自治体、利用者及び事業者等が円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、障害特性等を考慮した障害福祉サービスや相談支援体制の充実・見直し等を図ること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の養成・確保や指定特定相談支援事業所の増設等の体制整備に必要な支援措置を講じるとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

また、代替プラン作成の期間を延長する場合、体制整備のための支援策を講じること。

- (4) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

また、事業所の偏在を防ぎ、各地域に適切に設置される仕組みを構築すること。

- (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

- (6) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

(7) 介護保険と障害福祉サービスの併給について、地域間で差が生じないよう一定の基準を提示するとともに、介護保険に上乗せして支給する自立支援給付について、所要の財政措置を講じること。

また、障害福祉サービスを利用していた障害者が65歳の年齢に達し、介護保険制度に移行した場合、障害者の負担の増加を生じないよう制度の見直しを図ること。

(8) 介護保険法における介護保険施設等について、障害福祉サービスにおける自立支援給付の支給決定に係る居住地特例の対象とすること。

(9) 在宅の人工呼吸器利用者の非常用電源として、外部バッテリー及び発電機の予備電源用具を日常生活用具給付等事業の対象用具に含めること。

(10) 精神障害者アウトリーチ推進事業について、都市自治体においても必要に応じて実施できるよう、実施主体の拡大を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

2. 障害者差別解消法の施行に当たり、国は、対応要領及び対応指針を早期に示し、合理的配慮の具体的内容を提示すること。

また、都市自治体が対応要領を作成する際、対応要領が障害者の権利を守る基本的な事項を定めるものであり、統一的な取扱いが必要であることから、技術的助言を行うこと。

さらに、合理的配慮、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等に必要な財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

また、NHK放送受信料免除に係る証明事務等について、人件費等の必要な経費負担及び事務処理の簡素化を図るよう働きかけること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る相談・支援等について、人材確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。
6. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。
10. 障害者控除について、自治体間の認定基準の差により不公平が生じないように、障害者に準ずる者の認定基準をより明確化すること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師の絶対数を確保すること。
- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、都市自治体が実施する医学生修学貸与資金について、返還義務免除時は非課税扱いとすること。

- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。
- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務でき

る環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

- (8) 臨床研修及び後期研修を終えた医師について、地域の医療需要に応じて計画的に配置するとともに、配置先が当該医師の新たな専門医資格の取得に影響を及ぼさない養成プログラムを検討すること。

- (9) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、公立病院特別債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度を拡充するとともに、平成 27 年度以降も医療施設耐震化基金を継続する等、耐震化に係る財政措置の拡充を図ること。

さらに、一般地方独立行政法人化した公的病院の職員共済費について、設置主体が負担することとされている現行制度を見直すこと。

- (2) 消費税率引上げに伴い病院事業の負担が増大することから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、新公立病院改革ガイドラインを推進すること。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域の拠点となる公民館等の施設に A E D を設置するための支援制度を創設すること。

4. がん対策について

(1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、がん検診推進事業の対象範囲を拡大するなど、がん対策の一層の充実を図るとともに、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、速やかな情報提供及び十分な啓発を行うとともに、地域の実態に応じて実施できる弾力的かつ恒久的な制度とすること。

また、事業主等の行うがん検診の受診状況を都市自治体が把握できる仕組みを設けること。

(3) 胃がん検診及び乳がん検診の集団検診について、医師の立会いを必要としない方法に見直すこと。

5. 感染症対策について

(1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

(2) おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(3) 任意予防接種に対する十分な財政措置を講じるなど、感染症対策を強化すること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組みを行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(5) 風しんワクチンについて、国の責任においてワクチンの安定供給に努めるとともに、十分な財政措置を講じること。

また、大流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じること。

(6) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策について、市町村の接種体制に格差が生じないように、未発生期から実効性のある体制を整備し、国民に対する的確な広報・啓発等の実施や都市自治体に対する正確かつ迅速な情報提供に努める等、万全の対策を講じること。

また、市町村が地域内の医療体制を整備するための経費等について財政支援を行うとともに、対策訓練については、関係機関との連携が確認できるよう市町村を交えて実施すること。

さらに、特定接種については、非常勤従業者も1人枠として登録できるよう見直しを行うなど、医師等が安心して医療に従事できるよう、更なる体制の整備を行うとともに、ワクチンの十分な確保及び供給体制を構築すること。

(7) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実に努めること。

また、結核対策特別促進事業について、前年度に補助対象項目を明確にするとともに、補助申請額全額を確保すること。

(8) 肝炎ウイルス検診を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

(9) 健康被害救済制度について、被害者の実状に即して補償を拡充すること。

(10) 成人用肺炎球菌ワクチン等の定期予防接種について、住所地特例制度を導入すること。

(11) 定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上全員を接種対象者とする。

6. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るなど、在宅医療の充実に努めること。

また、在宅療養支援診療所及びICTを活用した広域的な情報共有システムの整備のための安定的な財政措置を講じること。

7. 地域医療構想における病床の機能分化・再編について、地域医療の低下を生じないように、地域の実情に即したものとすること。

8. 急性期医療を終えた患者について、安心して治療・療養ができる環境の整備を図ること。
9. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないよう、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。
また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。
10. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。
また、不育症について、治療方法確立のための研究体制等の充実を図るとともに、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。
11. 難治性疾患患者の苦痛と負担の軽減を図るため、対象疾患の拡大をはじめとする必要な支援策を推進すること。
12. 都市自治体が行う 40 歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。
また、歯周疾患検診について、20 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの年齢に実施すること。
13. 骨髄ドナーの休業に対する支援制度を創設すること。
14. 子どものむし歯予防に有用な集団フッ化物洗口について、財政措置を講じること。
15. 東日本大震災関係について
被災した医療機関の早期再建や医師・看護師確保対策等、抜本的な医療環境の改善策及び財政支援措置を講じること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能で安心できる年金制度の早期構築を図ること。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。
特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業及び重要給水施設配水管事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。
2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。また、地方交付税措置の拡充等を図ること。
3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、補助対象期間を延長すること。
また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充を図ること。
4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。
また、市町村合併で生じた複数浄水場施設の統合に対する財政支援制度を創設するとともに、水道事業運営基盤強化推進事業の採択基準を緩和すること。
5. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
6. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な地域雇用対策について

- (1) 地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、緊急雇用創出事業を継続・拡充するなど、雇用対策関連予算の充実を図ること。
- (2) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。
- (3) 地域活力の向上を目指し、U J I ターンの促進を図ること。
- (4) 勤務地限定正社員制度等の導入により地方採用枠を拡大する企業に対し、支援を充実させ、地方の雇用創出を図ること。

2. 高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、就業時間の制限を緩和すること。

あわせて、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るとともに、事業主の関係法令等の遵守・徹底対策を講じるなど、労働環境の整備を推進すること。

4. 地域若者サポートステーションについて、委託期間を複数年度に改めること。

また、地域の実情を踏まえ、事業実施に係る費用について十分な財政措置を講じること。

5. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を緩和し、

設置の恒久化を可能とすること。

6. 非正規雇用労働者を正規雇用に変換した事業主等に対して複数年にわたる助成を行うなど、キャリアアップ助成金制度等の支援策の拡充を図ること。
7. 最低賃金の決定について、生活保護費を下回る地域が生じないように、整合性に配慮すること。
8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を一層強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
9. 東日本大震災関係について
 - (1) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、財政措置を拡充すること。

また、震災等対応雇用支援事業に係る雇用期間を延長するとともに、対象地域を拡大すること。
 - (2) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、若者等の地元定着を図るための支援策を講じること。
 - (3) 新たな企業誘致や雇用機会創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。
 - (4) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた支援策の拡充や、建設業、運輸業、小売・サービス業及び製造業等の労働力確保対策を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、すべての廃棄物処理施設整備に係る用地費や災害対策等の既存施設の強靱化に資する整備を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- ④ 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。
また、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用負担を軽減すること。

(2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。

(3) 廃プラスチック類等の再商品化対象範囲を拡大すること。

また、廃プラスチック類の再商品化手法について、都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。

4. 小型家電リサイクル制度に係る費用負担について、国の責任において確実に財源を確保するとともに、都市自治体に新たな財政負担が生じる場合については、国がその全額を負担すること。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル経費について、十分な財政措置を講じること。

7. 一般廃棄物の溶融スラグについて、有効利用が促進されるよう、必要な措置を講じること。

8. ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及促進を図ること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的方策を明らかにすること。
- (2) 地球温暖化対策計画を早期に策定し、国と地方自治体の役割について、財源を確保したうえで具体的に示すとともに、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）について、実態把握のための監視測定体制を強化するとともに、都市自治体が行う測定や成分分析等に対する財政措置を講じること。
- (2) 現象解明を進めるとともに、越境汚染対策を含めた実効性のある大気汚染対策を講じること。
- (3) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (4) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組みに対し、支援措置を講じること。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

4. 建築物におけるアスベストの除去工事等について、補助対象範囲の拡大など財政措置の拡充を図ること。

5. 豊かな自然環境の保全と再生を図り、将来に向けて継承していくため、持続性のある施策と十分な財政措置を講じること。

6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都
市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 特定外来生物への対策を強化すること。
8. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
9. 山岳トイレ整備に対する財政措置の拡充を図ること。
また、国立公園内集団施設地区等の公衆トイレは、国が直轄で整備を進めること。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震化事業を計画的に推進できるよう、必要な財源を確保するとともに財政措置の拡充を図ること。また、各自治体の実情を考慮し、耐震化に係る補助率嵩上げ措置を継続すること。
特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
なお、事業の採択については、年度当初のできる限り早い時期に行うこと。
2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
特に、学校給食施設整備については、多くの市町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。
3. 学校 I C T 環境整備について、十分な財政措置を講じること。
また、校務支援システム整備等に対する財政措置を拡充すること。
4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合や小中一貫教育の推進に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

7. スポーツ施設を含む社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。

8. 東日本大震災関係について

公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。また、I s 値0.3以上0.7未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値要件を撤廃し、I s 値0.3未満の施設と同等にすること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) 幼稚園の学級編制の基準を引き下げること。
- (3) 学校における安全・健康に係る危機管理の課題に対応するための養護教諭や教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (4) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (5) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (6) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 非常勤講師の配置について財政支援の復活及び拡充を図ること。

- また、小学校における初任者研修拠点校に非常勤講師を配置すること。
- (8) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。
 - (9) 人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発等を推進するため、加配教員の充実を図ること。
 - (10) 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。
 - (11) 小・中学校におけるいじめ防止等のため、専任のいじめ対策担当教諭の配置に対し、定数上の措置を講じること。
 - (12) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対し、財政措置を講じること。
また、加配教員の配置や研修制度の強化等を行い、指導者の充実を図ること。
 - (13) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガードリーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。
 - (14) 部活動に係る教職員等の負担軽減を図る措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。
また、障害種別や一人ひとりの特性とニーズに応じた教育を可能とすること。
- (3) 発達障害のある生徒の教育的ニーズに応じた進学が可能となるよう、特別支援学校の対象となる障害の種別を拡大するとともに、体制整備を図ること。
- (4) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (5) 発達に課題を抱える子どもの円滑な就学に向け、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能をもった療育支援体制を構築するための財政措置を講じること。

4. 子どものいじめ防止を推進するための啓発や見守り活動等に対し、財政措置等の

支援策を講じること。

また、学校ネットパトロール事業への支援制度を拡充するなど、子どものSNSの適正利用に向けた環境整備を行うこと。

5. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。

6. 小中一貫教育の推進について

(1) 小中一貫教育を推進するため、基礎自治体への人的支援措置を拡充するとともに、統合校整備費の国費負担金について、地域の実情に応じ、国庫補助金の算出根拠となる必要面積等の見直しを行うこと。

(2) 小中一貫校設置に向け、平成 27 年度から着工する小中一貫校建設工事においても補助が受けられるよう国庫補助制度を拡充すること。

(3) 既に小中一貫教育に取り組んできた都市自治体については、現状の教員定数のまま教育課程の変更ができるよう必要な措置を検討すること。

(4) 「義務教育教諭」の養成と免許制度について、引き続き検討すること。

7. 公立小中学校の統廃合等について

(1) 学校統合に対する保護者や児童生徒の不安を軽減し、魅力ある学校づくりに取り組むため、必要な人材の確保とともに加配期間を延長するなど、一層の支援措置を講じること。

(2) 統廃合に伴う施設整備に関する補助要件の緩和及び補助単価の見直しを図ること。

(3) 小規模校における規模の特性を活かした取組みに対して、財政支援及び人的支援の拡充を図ること。

8. スクールバス運行等による遠距離通学者に対する通学支援について、補助期間等の制限を緩和するなど、財政支援の拡充を図ること。

また、スクールバス購入費に対する補助率の嵩上げ、運行経費に対する財政支援を行うこと。

さらに、補助金は補助率どおりに交付すること。

9. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備を行うこと。
10. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。
11. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、財政措置等を講じること。
また、特別支援教育就学奨励費については、超過負担が生じることのないよう十分な財政措置を講じること。
12. 放課後子供教室に係る補助制度については、運営実態にあわせたより使いやすい制度とするとともに、補助金について申請どおり交付するよう財政措置を講じること。
13. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。
14. 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
15. 幼稚園教諭の免許更新について、教育現場における人材確保のため、更新講習の受講対象者の拡大等の必要な措置を講じること。
16. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置を講じること。
17. 児童生徒が充実したICT教育を受けられる環境を整備するため、十分な財政措置を早急に講じること。
18. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。

また、公立高等学校の授業料無償化について、超過負担が生じないよう授業料収入相当額を全額交付すること。

19. 地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校運営協議会制度及び学校評議員制度の実施に係る財政支援措置を講じること。

20. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、能力がある者の奨学金貸与の希望に対応できるよう事業の充実を図ること。

また、大学生対象の奨学金制度については、成績条項を緩和し、無利子貸与枠の拡充に十分に配慮すること。

21. 意欲と能力のある学生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金の創設や奨学金の返還免除など、安心して学ぶことができる環境整備を進めること。

22. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

23. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、多様な支援策を講じること。

また、大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

24. 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について、一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

25. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、医療費の支給期間を延長するとともに、制度の拡充を図ること。

また、生活困窮家庭の共済掛金に係るセンターへの国庫補助について、十分な財源措置を講じること。

26. 青少年教育の充実のため、国の責任において、国立青少年交流の家の存続を図ること。

27. 地方文化の振興を図るため、文化財等の保存・活用・修理等について、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、世界遺産登録を目指す文化財について、財政措置の充実を図ること。

28. 東日本大震災関係について

(1) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

(2) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等

(1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の活性化につながる財政措置を含めた支援を行うこと。

また、地域資源を最大限に活用した観光振興・国際交流を推進するとともに、中小企業の振興につながる取組みを実施すること。

さらに、広域にわたる市町村と民間の連携によるインバウンド観光推進に対する支援制度を創設すること。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。

(3) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

(4) 治安対策及び感染症対策について万全を期すること。

(5) 文化プログラムの実施に際し、技術的・財政的な支援措置を講じること。

2. 開催に向けた施設整備等

(1) ナショナルトレーニングセンターの受入体制や選手育成機能を拡充するため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援措置を講じること。

また、地域スポーツ施設に対する支援を拡充すること。

(2) 外国チームの事前合宿誘致のための施設整備等に対し、新たな助成措置を講じること。

(3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。あわせて、心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。

(4) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

(5) 歴史的風致の維持向上のための財政支援制度を創設するとともに、歴史的遺産の保存・伝承に対する支援制度の拡充を図ること。

(6) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法等における権限を都市自治体に移譲すること。
また、都市計画事業として整備された都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるよう、都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. まちづくり等の推進に対する支援
 - (1) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、地域商業の活性化に資する取組に対し支援措置を講じること。
 - (2) 観光産業の振興や観光客による情報発信を移住に結びつけるため、移住・就労・生活支援等の整備を行い、地方への移住を促進すること。
 - (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標達成のため、各種施設等のバリアフリー化に伴う財政措置を充実すること。
 - (4) 都市環境整備については、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう、弾力的な運用を図ること。
3. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を講じること。
4. 公道化の推進に支障となる所有者不明等の私道については、事業推進が可能となるよう対策を検討すること。
5. 国土の均衡ある発展を図るため、各地域を一体的に整備する施策等を着実に推進すること。

6. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。
7. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理について、財政措置を講じること。
8. 市街化調整区域の既存集落における地域コミュニティの維持及び活性化を図るため、住宅建築等ができるよう制度を見直すとともに、都市部等からの移住を促進するための財政措置を講じること。
9. 地域活性化交付金により取得した財産の処分については、地域の実情を踏まえ活用ができるよう弾力的な運用を図ること。
10. 東日本大震災関係
防災集団移転促進事業における全ての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、必要な財政措置を講じること。

公共事業の充実に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築、地域経済の活性化を図るため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分確保するとともに、事業の迅速かつ円滑な実施に資する人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、十分な予算を確保するとともに、地方の社会資本整備や災害対策が計画的に進捗するよう適切に配分すること。
また、両交付金制度の運用に当たっては、採択基準の要件緩和、事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。
また、公共施設の機能の集約化・複合化については、必要な財政措置等を講じるとともに、公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、引き続き都市自治体に対する支援を行うこと。
4. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう、実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な対策を推進すること。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を拡充すること。
6. 東日本大震災関係
復旧・復興に係る公共事業については、十分な予算を確保すること。

都市公園等に関する提言

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を促進するとともに、都市公園・緑地等事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、社会資本整備総合交付金における公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 地方公共団体による緑地等の用地取得、保全に対する財政措置を充実すること。
- (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度等、土地所有者の負担軽減制度の見直しを行うこと。

治水事業等の推進に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 河川等における治水事業の推進

(1) 気候変動等で多発している大規模水害及び局地的大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化するとともに、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。

また、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

(2) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。

(3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進させるため、事業者に対する必要な支援策を講じること。

2. 河川等の水質改善や自然環境の保全・再生に必要な事業を推進すること。

また、河川敷を活用した施設整備や水辺環境を有効利用した交流拠点の整備等を促進するため、支援制度の拡充や必要な財政措置を講じること。

3. 局地的な豪雨等の気象情報を、より詳細に予測・観測できるシステムの整備促進を図り、気象観測体制を充実強化すること。

4. 土砂災害対策の推進

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させるために必要な支援や都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な財政措置を講じるとともに、避難勧告の発令等に必要な情報伝達体制を整備すること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るなど、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

5. ダム整備等

- (1) ダム周辺地域で行う地域振興策について、必要な支援策を講じること。
また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など適切な対応を講じること。
- (2) 特定多目的ダムの完成後に要する維持管理費と国有資産等所在市町村交付金の分担金については、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合においても過剰な負担増とならないよう、必要な措置を講じること。

6. 火山噴火緊急減災対策砂防計画を早期に策定するとともに、必要な防災施設の整備を推進すること。

7. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

下水道に関する提言

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。
2. 下水道事業経営の健全化を図るため、所要の地方債資金を確保するとともに、下水道事業債の償還期間を延長すること。
また、公営企業繰出金に対する地方財政措置を拡充すること。
なお、補償金免除繰上償還制度を再構築するとともに、適用要件を緩和すること。
3. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業については、都道府県による施設管理の継続や特例期間を延長するとともに、必要な財政措置を講じること。
4. 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう、必要な方策を検討すること。

道路整備財源の確保等に関する提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

併せて、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保等

(1) 高速自動車国道、一般国道及び地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、その整備に当たっては、大規模災害時における代替性の確保や広域的な医療サービスの提供等、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保した上で早期完成を図ること。

(2) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

(3) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域道路等の整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策

(1) 道路・橋梁等の老朽化対策については、防災・安全交付金による集中的支援及び地方財政措置を講じるとともに、積極的に技術支援を行うこと。

(2) 維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく道路の維持修繕については、十分な財政措置を講じること。特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

さらに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

4. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。

また、災害発生時における各道路管理者の道路啓開について、ガイドライン等により統一的な考えを明示すること。

5. 道路の防災性の向上や安全で快適な通行空間を確保するため、無電柱化及び踏切道等における歩行者安全対策を推進すること。
6. 国道の道路景観の向上や安全確保のため、巡回・清掃・除草等の作業を適切に実施するとともに、必要な予算を確保すること。
7. 訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記の改善を推進すること。
8. 都市部や都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞を解消するため、道路の拡幅、パークアンドライド等の施策を推進すること。
9. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。
10. 東日本大震災関係
被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保した上で、早期に整備すること。

雪寒地帯の振興に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に対し、安定的な財政措置を講じるとともに、特別交付税を重点配分すること。
また、降雪が年度末まで続き、除雪費の精算が年度を越えることがあるため、社会資本整備総合交付金を弾力的に運用すること。
2. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除雪・消雪経費に対する支援策を講じること。

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化への支援措置

- (1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事に係る財政措置を充実するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助について、平成 28 年度以降も継続すること。
- (2) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。

また、改正耐震改修促進法の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断結果の公表時期の弾力化を図ること。

2. 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策に対して積極的に支援すること。

3. 住宅新築資金等貸付助成事業への支援

- (1) 住宅新築資金等貸付事業については、補助要件を緩和すること。
また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。
- (2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令を整備すること。

4. 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。

運輸・交通施策の推進に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の早期開業等

(1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。

また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて取り組むこと。

(2) 沿線自治体の負担が軽減されるよう、新駅周辺地域の整備に対する財政措置を講じること。

また、新駅設置及び二次交通の充実等に対する適切な支援措置を講じること。

2. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう財政措置を講じること。

3. 整備新幹線の並行在来線については、安定的な経営維持、利用者増加及び利便性向上のため、財政措置を充実すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進に必要な財政措置を講じるとともに、都市鉄道利便増進事業における補助制度を拡充すること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

また、自転車等駐車場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

6. 地方空港における就航便を確保するとともに、国際線の受入れ強化や空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。

7. 地域経済の活性化や一般道路の交通渋滞解消等のため、地域の実情に配慮した有料道路の割引制度を導入すること。

8. 水上オートバイについて、違反行為を厳格に取り締まるとともに、操縦者に対する安全指導を徹底すること。

9. 放置船等に対する対策の強化

(1) 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。
また、登録内容について、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

10. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通の確保及び地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保及び機能を強化するとともに、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成するため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設については、バリアフリー化を推進するため支援策を拡充すること。

2. 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、経営の健全化及び安全対策等について、支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、第三セクターによる地域鉄道を安定的に維持するため、インフラの老朽化対策及び運行費を含め財政措置を充実すること。

3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線やコミュニティバス路線等が安定的に維持できるよう、地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなど支援体制を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

4. 島しょ部の生活交通として欠かせない離島航路等を維持・確保するため、対象事業を拡充するなど施策を充実するとともに、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

5. LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

6. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図る観点から、スクールバスや高齢者・子どもなどを対象とした福祉事業における市内送迎バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

また、都市自治体が負担するスクールバスの運行経費について、財政措置を充実すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 地域公共交通確保維持改善事業については、事業の運用を見直し、対象要件を拡充するとともに、被災地における幹線路線バスの特例措置を平成 28 年度以降も継続すること。

(2) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

産業の立地・投資環境を向上させ、地域の雇用と所得を維持・創出するとともに、船舶の大型化への対応、地域の基幹産業を支える港湾物流の効率化及び企業活動の活性化に資する港湾・海岸保全等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上などによる競争力強化を推進するとともに、国際フィーダー輸送を担う地方の港湾の機能強化を図ること。
3. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。
4. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ 100 万人時代の実現を目指し、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
5. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り被害を軽減するため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化等、港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
また、津波及び波浪の観測体制を強化すること。
6. 安全性・利便性の低下が懸念される港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、これまで整備したインフラのストック効果を継続して発揮するため、戦略的な維持管理・更新に係る措置を講じること。
7. 養浜事業など海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置を充実し、技術的支援を推進すること。

8. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう、海面処分場を計画的に整備すること。
9. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
10. 漂流・漂着・海底ごみ対策
 - (1) 漂流・漂着・海底ごみ対策については、都市自治体に対する財政措置を充実するとともに、海岸漂着物等に係る関係法令を整備すること。
 - (2) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。
11. 東日本大震災関係
 - (1) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。
 - (2) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積等、港湾機能を拡大すること。

観光に関する提言

観光は関連する産業の裾野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光政策推進のための支援措置

- (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
- (2) 観光客の受入に係る観光案内標識の設置及びバリアフリー化の推進など、都府県自治体が行う観光振興施策に対する総合的な財政措置を講じること。

2. 外国人観光客の誘致を促進するため、海外への情報発信を行うとともに、外国人が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など外国人観光客の受入れ体制を強化すること。

3. 自然景観などの地域資源を活用した観光施策への支援体制を整備するとともに、必要な財政措置を講じること。

農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定等に係る適切な対応

(1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容に関する徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民的議論を尽くすとともに、国益を守り、我が国の繁栄につながるよう交渉を進めること。

また、TPP協定により打撃を受けることが懸念される国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外するとともに、食料安全保障の確保、食品の安全・安心の確保、国民皆保険制度の維持をはじめ、医療・社会福祉、政府調達等の各分野への懸念が現実のものとならないよう万全の体制で臨むこと。

併せて、農林水産業の競争力強化に向けた取組を着実に実行するとともに、今後の施策を早期に明らかにし、食料自給率の向上に資する農林水産関連施策の一層の充実及び持続可能な力強い農林水産業を確立すること。

(2) 経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）交渉等においては、国内の農林水産業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

(3) WTO農業交渉に当たっては、従来の「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

2. 新たな農業政策の推進

(1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(2) 新たな米政策を進めるに当たっては、きめ細かい説明と十分な経過措置を講じ、米の価格安定を図ること。特に、平成26年産の大幅な米価下落は生産現場に甚

大な影響を及ぼしており、生産者が継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう総合的な支援措置を講じること。

また、非主食用米の生産拡大に対する支援措置を充実強化すること。

- (3) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図ること。
- (4) 農協改革については、農業者の所得向上につながるような改革を行うとともに、継続協議される案件についても十分な議論の下に検討すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための継続的な支援制度を構築すること。

なお、農業者年金で青色申告している認定農業者等と家族経営協定を締結し、経営に参画している後継者の配偶者を保険料補助の対象とすること。

- (2) 農業用機械や施設の整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を講じること。

また、攻めの農業実践緊急事業については、平成 28 年度以降も事業を継続すること。

4. 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

5. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備や保全管理を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化すること。特に、農道やため池等の農業水利施設の老朽化に伴う点検・修繕については十分な財政措置を講じること。

- (2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災・減災対策を充実強化し、一層の財政措置を講じること。

また、被災した農地・農業用施設等を適切かつ速やかに復旧するため、実情に応じた激甚災害指定基準の設定を行うとともに、離島における復旧限度額の引上げをはじめとした財政措置を充実すること。

6. 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

なお、世界重要農業遺産への財政措置を充実すること。

7. 地域の実情を踏まえた農地の有効利用

(1) 今般の農地制度改革において、農地転用許可権限を移譲することとされた「指定市町村」については、その指定要件を早期に明示するとともに、最終的には、移譲を求める全ての都市自治体を対象とすること。

(2) 農業振興地域の指定・変更については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用ができるよう、改革を推進すること。

(3) 農地中間管理機構については、積極的に農地の借り入れを行うなど、都市自治体にとって実効性のある運用が図られるよう事業の改善を行うとともに、財政措置を充実すること。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、新たな研究や技術開発の推進等、被害の防止について抜本的な取組みを行い、鳥獣被害防止総合対策の更なる充実強化を図るとともに、財政措置を充実すること。

(2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

また、無線機によるGPS位置情報管理システムを構築するなどの捕獲従事者の安全対策を講じること。

9. 食の安全・安心に関する国民の信頼を確保するため、食品安全対策を強化すること。

10. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 国産農産物の価格安定対策

(1) 地域特産物の生産について、経営安定、生産基盤強化及び消費拡大等の総合的な振興策に対する財政措置を充実すること。

また、農作物等の病害虫対策を強力に推進するとともに、我が国の多様な気候風土に対応した新品種・新技術の研究開発及び技術指導者等の育成支援を充実強化すること。

(2) 自然災害に対するセーフティネット措置として、農業経営を側面から支える農業災害補償制度の共済掛金国庫負担割合を堅持すること。

(3) 施設や設備の老朽化が著しい公設地方卸売市場の修繕・整備に必要な財政措置を講じること。

12. 畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことに鑑み、乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

なお、畜産収益力強化対策については、引き続き実施すること。

13. 農業経営の安定及び食料・農業・農村施策の総合的な推進を図るため、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

併せて、農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置並びに農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置等を恒久化するなど、農林漁業者の負担軽減措置を拡充すること。

14. バイオマス利活用を推進・普及するため、必要な財政措置を講じること。

15. 農業産出額のデータについては、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう市町村別データも公表すること。

16. 東日本大震災関係

- (1) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。
- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失した施設に対する財政措置を講じること。

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能を確保するため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 森林再生のための主伐及び植栽経費並びに効率的な事業実施に向けた森林資源情報システム構築に対する財政措置を講じること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策事業については、平成 28 年度以降も継続して実施するとともに、森林整備加速化・林業再生基金事業については、恒久的な制度とするなど安定的な財政措置を講じること。

2. 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については、森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、津波防護整備及び山地防災力強化など、治山事業推進のために必要な財政措置を講じること。

4. 病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政措置を充実するとともに、木材価格の低迷に対応した支援制度を推進すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政措置を充実すること。

6. 「水循環基本計画」の策定において、水源の保全強化、外国資本等による森林買収・大規模伐採について、適正な規制が図られるよう推進すること。

水産業の振興に関する提言

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産業の再生を図るため、地域の実情に応じた水産業の経営安定・体質強化対策、水産物の加工・流通・消費対策、漁港の多面的利用の促進及び水産資源の回復・管理対策を一層強化すること。

また、漁港施設の老朽化対策及び防災・減災対策をはじめとする水産基盤整備を充実強化するとともに、十分な予算を確保すること。

2. 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。

また、漁業調整の円滑化を図るため、漁業者間の協議の場を設定するなど、相互理解を促進すること。

さらに、関係各国との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた国際的な水産資源保護対策を早急に講じるとともに、水産物の輸入割当制度を含む輸入に関する措置を適切に運用すること。

3. 地球温暖化によると思われる水揚げ魚種の変化をはじめ、北海道、東北太平洋沿岸における秋サケ資源の回帰率の低下と魚体の小型化等が深刻化していることから、その問題解決に向けた取組を強力的に推進すること。

4. 水産業の経営安定や水産施策の総合的な推進を図るため、漁業経営セーフティネット構築事業における積立金の国庫負担金の引上げなど、燃油価格高騰対策を充実強化すること。

5. 新規漁業就業者の育成を強力的に推進するとともに、担い手の確保・育成に必要な財政支援の一層の拡充を図ること。

6. 離島地域における漁業者の所得向上及び漁場の生産力の向上等を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を継続すること。
7. トドやアザラシ等の海獣により増大する漁業被害について、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填等、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。
8. 海外における市場動向等の情報収集を行うとともに、水産関係団体等と連携して我が国の食文化やフグ等の調理法等の情報提供を促進し、水産物の海外市場を拡大すること。

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の活性化を図るため、経済成長の更なる推進と経済の好循環を促進すること。

また、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

(1) 中小企業者・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など、金融支援制度を充実すること。

(2) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組に対し、人的・財政的支援を含む支援策を講じること。

(3) 技術継承や後継者育成などの課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。

(4) 中小企業・小規模事業者にかかる外形標準課税の更なる拡大や適用対象法人のあり方等について、今後検討を行う際には、地域経済の影響も踏まえ、適切に配慮すること。

また、消費税増税の際には、景気対策等、中小企業・小規模事業者への影響を考慮した支援を行うこと。

3. 企業の地方移転を促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策を拡充するとともに、財政措置を講じること。

また、国内産業の流出を防止するため、資金・人材の確保等実効性のある対策を講じること。

4. PPP／PFI 事業の推進を図るとともに、必要な支援策や財政措置を講じること。

また、PPP／PFI 導入については、都市自治体の置かれている状況は多様であり、事業の規模や採算性がそれぞれ異なること、公共投資や公共施設等の性質からみてPPP／PFI に必ずしもなじまないものがあること等を踏まえ、都市自治体の自主性に委ねること。

5. 構造改革特区等において講じられた特例措置については、積極的に全国展開すること。

6. 自転車競技法、小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。

7. 東日本大震災関係

(1) 被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るため、復興に向け都市自治体が独自に実施する取組について、必要な財政措置を講じること。

(2) 被災地域の経済の活性化を図るため、産業用地の整備等については、平成 28 年度以降も復興交付金の対象とするなど、支援策の拡充や財政措置を講じること。

また、復興特区支援利子補給金については、対象業種の拡充や対象要件を緩和するなど、被災地域の産業の復興・再生に必要な施策を充実すること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 電源構成については、国民生活への影響などを総合的に検討し、早期に明示すること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 再生可能エネルギー等については、支援制度の拡充など、導入促進に必要な施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。
 - (2) 一般家庭への再生可能エネルギー発電設備の導入を促進するため、支援制度を拡充すること。
 - (3) 農村地域への再生可能エネルギーの導入を促進するため、関係法令等における要件緩和を行うこと。
 - (4) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備の設置については、地域における環境保全等の観点から、都市自治体等への同意や事前届出手続など、必要な対策を講じること。
 - (5) 固定価格買取制度の調達価格と調達期間については、地域の実情を勘案し決定すること。
 - (6) 次世代自動車の普及を促進するため、必要な施策を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設普及に対する財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。
 - (7) 新たなエネルギー資源として注目されているメタンハイドレートの実用化を強力に推進すること。

また、水素社会の早期実現のため、インフラ整備など必要な施策を講じること。
3. 災害時においてもエネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取組む安定的な燃料供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。

4. 石油化学コンビナートの競争力の強化及び災害時における安全性の確保を図るため、必要な支援策を講じること。

5. 電源立地地域対策交付金等については、対象施設や地域を拡充するなど弾力的に活用できるよう、制度を改善すること。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

地方消費者行政の推進に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方における消費者行政の強化・推進を図るため、消費生活相談を担う人材の育成、消費者被害未然防止の取組などに対する必要な財政措置を講じること。
2. 全国消費実態調査の実施に当たっては、都市自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
3. 海苔加工品に対する消費者の食品選択を容易にするため、原料原産地表示が明確になるような制度を創設すること。